

佐賀大学医学部学生表彰実施内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、医学部学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学部の学生又は学生を構成員とする団体（以下「学生等」という。）について行う。

- (1) 勉学の精励に努め、顕著な成果を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、文化・芸術、体育の分野で顕著な成果を挙げたと認められる者
- (3) ボランティア活動、人命救助、火災防止等の社会活動において貢献があったと認められる者
- (4) その他、前3号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 副医学部長、チューター及び課外活動顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合、表彰対象者として医学部長に推薦することができる。

(表彰の決定)

第4条 医学部長は、前条の推薦があったときは、教育委員会に審査を付託する。

2 教育委員会は、当該学生等の表彰について審査の上、医学部長に審査結果を報告する。

3 医学部長は、教育委員会の審査結果に基づき、教授会の議を経て、表彰する学生等を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、医学部長が表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学部内に公表する。

(事務)

第8条 学生表彰に関する事務は、学生サービス課において処理する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この内規は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。